



暑中お見舞い申し上げます

日比谷公園にて

巻頭言——宮坂 浩

米誌タイムは、岸田首相を表紙にした特集記事を掲載し、表紙では「日本の選択」と題し、「岸田氏は数十年にわたる平和主義を捨て、日本を真の軍事大国にすることを望んでいる」としました。これに対して、外務省がタイム誌に異議を唱えて見出しを修正させましたが、事実を的確に指摘された政府が、慌てて対応したようにみえます。

実際、岸田政権は、去年の安保関連3文書の改定で、歴代政権が否定してきた敵基地攻撃能力の保有を認めるとも

に、GDP比2%という世界第3位となる防衛費への増額とその財源を確保する法律の制定、軍事産業を税金で支援し、武器輸出も解禁する軍事産業強化法を制定するなど、米誌タイムが指摘するように「軍事大国」に突き進んでおり、平和主義を掲げる憲法と矛盾する政策を進めています。

今回のJUNPONEWSでは、「UP TO NOW」やアラカルトでこれに関連する記事や「平和・憲法へのおもい」などが掲載されていますので、是非ご一読下さい。

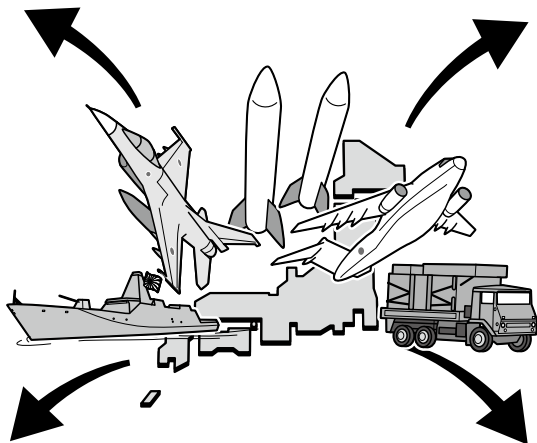
- 弁護士 清水 洋二
- 弁護士 野澤 裕昭
- 弁護士 雪竹 奈緒
- 弁護士 蟹江鬼太郎
- 弁護士 市橋 耕太
- 弁護士 鈴木 創大
- 弁護士 徳住 堅治
- 弁護士 宮坂 浩
- 弁護士 佐々木 亮
- 弁護士 早田由布子
- 弁護士 伊藤 安奈
- 弁護士 沼田 英久
- 弁護士 島田 修一
- 弁護士 山内 一浩
- 弁護士 梅田 和尊
- 弁護士 深井 剛志
- 弁護士 鈴木 悠太
- 弁護士 金 東煥
- 弁護士 大熊 政一
- 弁護士 栗 一郎
- 弁護士 新村 響子
- 弁護士 小野山 静
- 弁護士 高橋 寛
- 弁護士 杉尾 綾
- 弁護士 鴨田 哲郎
- 弁護士 今村幸次郎
- 弁護士 並木 陽介
- 弁護士 大久保修一
- 弁護士 中西翔太郎
- 事務局 一同

武器輸出(防衛装備移転)三原則

大熊 政一

防衛装備移転三原則は従来の武器輸出三原則に代わる政府の武器輸出規制・運用の原則である。従来の原則は共産圏、国連決議で武器の輸出が禁止されている国および国際紛争の当事国向けの武器輸出を原則認めないとするものであったが、歴代内閣は必要の都度例外を認める形でその緩和をはかってきた。2014年4月、第二次安倍内閣のときにアメリカの意向を踏まえ、従来の原則に代わる新たな方針として、防衛装備の輸出入を基本的に認める防衛装備移転三原則が制定された。新たな原則は、輸出入を基本的に認めつつ、防衛装備品の移転を禁止する場合を規定し、他方移転を認める場合には一定の限定を付して厳格審査するとともに情報公開すること等を定めている。

その後の運用で防衛装備品の移転は拡大されていったが、昨年2月にロシアによるウクライナ侵攻が開始されて以降、さらに拡大に拍車がかかり、武器輸出の解禁をも視野に入れた防衛装備移転三原則の見直しははかられようとしている。本年6月に制定されたいわゆる「軍需産業基盤強化法」は、武器輸出を円滑に進めるため、国内軍需産業に対する財政援助や経営不振に陥った場合の国有化等の救済措置を定めるもので、その流れに沿っている。防衛費の増大をはかる「防衛財源確保措置法」とともに、平和主義の憲法を持つ日本を戦争国家・武器輸出国に変質させるもので、この流れを何とか喰い止めなければならない。



5年間で43兆円の防衛費増大で私たちの暮らしはどうなる？——山内 一浩



6月16日、防衛財源確保法が市民や野党の反対を押し切って成立した。岸田内閣は、昨年12月に閣議決定した安保3文書の中で、2023年度から2027年度までの5年間の防衛費を総額43兆円とし、2027年度までに国内総生産（GDP）比2%（約11兆円）に増額する方針を決定した。

2023年度の防衛費は過去最高の6兆8219億円にも上り、今でさえ日本の防衛費は世界第10位なのに、これを2倍にすればロシアを抜いて世界第3位の軍事大国になる。

岸田内閣は、防衛費増額分は歳出削減、防衛力強化資金創設、建設国債発行、増税で賄うとしている。しかし、歳出削減の具体策は見えず、いくら財源を確保できるかはまったく不透明だ。防衛力強化資金に入れる特別会計剰余金や国有財産売却益は、とても恒久財源とはならない。そうすると、財源確保は国債発行か増税によることとなるが、戦時国債の大量発行で軍事費膨張の果てに国と国民を破滅に追い込んだ戦時中と同じ轍を踏むことは許されない。

東日本大震災の復興特別所得税の税率を下げるだけで防衛費増額分を賄うことはできない。結局、賃金が上がらないまま異常な物価高の下で多くの国民が苦しんでいるのに、防衛費増額の名の下で、更なる社会保障費の削減や大增税が予想される。私たち国民は、本当に必要な防衛費の増額なのか、厳しく監視していく必要がある。

敵基地攻撃の最前線

南西諸島のいま

野澤 裕昭

6月上旬、辺野古、与那国島、石垣島訪問団に参加しました。南西諸島は台湾有事の際、戦争の最前線基地になると危惧されています。与那国は2016年、石垣には2023年3月にそれぞれ陸上自衛隊の駐屯地が開設され、軍事基地化が進んでいます。特に、岸田内閣が昨年12月に自衛隊に敵地攻撃能力（敵国を長距離ミサイルで攻撃する）の保有を認めてからは一層基地の強化が進められています。

与那国では現在ミサイル基地配備計画が持ち上がっています。自衛隊を誘致した前町長はミサイル基地のために誘致したのではない、そんなことをすれば中国に銃口を向けることになり島が戦争に巻き込まれると反対を表明しました。しかし、現町長は住民説明会すら開かずミサイル計画に賛成し、米軍の誘致まで口にしてしています。石垣でも基地に地対艦ミサイル等が配備され、さらに中国まで届く長距離ミサイル配備計画が持ち上がっています。与那国も石垣も「島の安全を守るため」という触れ込みで陸上自衛隊基地を誘致させながら基地ができた後は説明もなく長距離ミサイル配備計画を進めるというやり方で基地を変貌させています。守ってくれるはずの自衛隊が戦争に住民を巻き込む元凶になろうとしているのです。しかし、かつての沖縄戦の惨禍を二度と繰り返させないと基地強化に粘り強く反対運動を展開しています。

自衛隊基地強化は南西諸島だけでなく全国の自衛隊基地でも「基地の強靱化」が行われています。南西諸島の出来事は私たちの問題でもあるのです。戦争反対、9条壊憲は許さないという声を全国から上げることが重要です。



陸上自衛隊石垣駐屯地



たった二畳の「如己堂」。被爆で致命傷を負うも救護活動を行い、遂には急性白血病に倒れた永井隆博士は、ここで平和を訴え、闘い続けた（長崎市浦上）。

一日も早く核兵器なき世界を

中西 翔太郎

ウクライナ侵略以降、ロシアによる核兵器使用の威嚇は深刻である。G7広島サミットでは、ロシアを最も強い言葉で非難しつつも、G7自身の核兵器保有の正当化が宣言された。世界は、核戦争の危機の真只中にある。核兵器の「抑止力」に依存する国際秩序の危うさが露わになっている。

核兵器があるかぎり、戦争と軍拡競争によって人類の生命は危険にさらされ続ける。核兵器の脅威が高まる今こそ、「抑止力」の名の下の軍拡競争を終わらせ、外交により核兵器を廃絶し、協調的な世界平和を実現しなければならない。

2021年1月22日、50カ国の批准により発効した核兵器禁止条約は、核兵器の保有、使用、使用の威嚇などの行為を「いかなる場合も」禁止し、非人道的な核兵器に悪の烙印を押した。本条約は広まり続け、現在、批准国68カ国、署名国92カ国にまでなった。ロシアであれ、G7であれ、核兵器を正当化することは許されない。

「人類よ、戦争を計画してくれるな。」原爆で灰となった長崎で、永井隆博士は世界平和と核兵器廃絶に命を懸けた。凄まじい爆風と超高熱、放射線の被害を知る被爆者の方々は、今も、戦争の恐ろしさ、命と平和の大切さ、そして核兵器廃絶を祈り、訴え、闘い続けている。被爆者に残された時間はない。今こそ核兵器なき世界を実現する時である。

憲法9条を 死なせてはならない

清水 洋二

私は、戦争およびそのための軍備力の増強には反対である。そして、このような思考に至った原点は6歳の



時経験した戦争の恐怖と戦後の苦難およびその後世界に対して、二度と戦争はしない戦争をするための戦力を保持しないと誓った日本国憲法9条の存在にある。

阪田元内閣法制局長官は、岸田内閣のすすめる「国家安全保障戦略」改定による自衛隊の敵基地攻撃能力の保有について、憲法9条2項に違反するため9条を死に追いやる行為であると述べているが、私は、9条は決して死文化してはいないしそうさせてはならないと思う。

戦争の狂気・731部隊(石井部隊)

徳住 堅治

高校時代に731部隊(石井部隊)の本を読んで衝撃を受けた。731部隊は、満州で中国人捕虜を解剖する人体実験やペスト菌散布実験等を繰り返していた。生きたままの人間を解剖し実験する、残酷極まりないものだった。

た。戦争の狂気を知り、戦争は絶対やっていけないと確信した。終戦2年後に私は生まれた。街では多くの傷痍軍人が物乞いし、極貧の生活だった。“戦争は絶対やらない”との平和憲法9条の精神は、全国民の願いだった。



「戦前の日本へ戻す」危険な動き

島田 修一

憲法9条と専守防衛を真っ向から否定する安保3文書の改定、大軍拡のために今後5年間で43兆円もの国費投入、5年後の防衛予算をGDP比2%まで増額。そして憲法9条改悪。平和憲法が施行されて76年の間、戦争

をすることができなかった日本だが、それを投げ捨てて軍事大国に作り変える今の動きは、「戦前の日本へ戻す」ということに他ならない。戦争に向かう危険な流れを止める主権者の怒りを大きく広げていきましょう。

スポーツと平和

鴨田 哲郎

かつて、社会主義国(例えばソ連)になったら野球ができなくなると言った大スターがいた。2019年ラグビーW杯の日本の初戦の相手はロシアであった。

スポーツが余りに商業化してしまい、金を払って観るエンターテイメントになってしまった。本来、スポーツは余暇であり、遊びである。日常を忘れて打ち込めるから楽しいのである。こんな遊びとしてのスポーツが楽しめるのも、平和が大前提である。



平和なくして労働運動なし

～「日本一の労働弁護士」宮里邦雄先生を偲ぶ～

棗 一郎

今年2月、日本労働弁護団の中で私が最も尊敬する宮里邦雄先生がお亡くなりになった。享年83歳であった。宮里先生は誰もが認める「日本一の労働弁護士」であった。

2017年自民党改憲案に反対する労働組合の集会をやった時に、宮里先生が「平和なくして労働運動なし。この言葉から戦後の労働運動は始まったのです。」とおっしゃっていた。この言葉を私達すべての労働弁護士と労働組合員は心に刻んで社会的労働運動を行っていかなければならない。



台湾の人々との交流

今村 幸次郎

先日、台湾の法律家団体と懇談する機会があったので参加しました。まず、台湾側の参加者(10名)が皆すごく若いのに驚きました。また、10名中7名が女性で、参加者全員、それぞれやっていることを生き生きと話してくれました。そういえば、台湾は、自由度ランキングやジェンダー平等指数などで世界の上

位に位置しています。米中対立、台湾有事が取りざたされていますが、足下からの平和を考えるうえで、もっと台湾のことを知り、台湾の人々と交流を深めることが大切ではないかと思いました。



広島に空に平和を願う

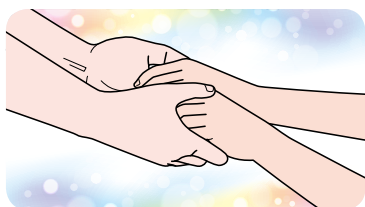
新村 響子



中学生になった娘と一緒に広島に平和記念公園に行ってきました。子を持つ親になってから平和祈念資料館を訪問したのは初めてでしたが、展示された子どもたちの痛々しい遺品の数々に胸が締め付けられる思いでした。娘は隣で恐ろしさに震えていました。「これが戦争なんだよ。悲劇以外の何の意味もない。」娘と手をつないで原爆ドームの前に立ち、平和と憲法を守り続けることを改めて強く誓いました。

相手を思いやる心

梅田 和尊



我が家がかよなく愛するピューロランドで6月からミラクルギフトパレード(略称ミラギフト)が再開された。「みんななかよく」を創業以来の企業理念とするサンリオらしく、敵役「闇の女王三姉妹」を倒すのではなく、キティが敵の心に寄り添うことで三姉妹は心を入れ替え、フェスティバルを共に楽しみフィナーレを迎える。

もちろん現実にはそう簡単にはいかないが、このミラギフトのテーマでもある、相手に対する「思いやりの心」こそが平和を実現するために一番大切な想いではないだろうか。

第34回 憲法フェスティバルを開催しました!

並木 陽介

今年5月27日の第34回憲法フェスティバルは、「今、あらためて民主主義」というテーマで開催しました。十分な議論が行われないまま多数の力で着々と軍拡が進められていますが、軍拡は他国を刺激して緊張を高め、戦争を生じさせかねませんし、軍拡による財源は結局は国民の負担となり、日本経済にも大きなダメージを

負わせます。私たちの生活に大きな影響を与えることだからこそ、私たち国民が憲法に基づいてしっかり考えて行動しなければなりませんと感じました。

来年は6月1日(土)に開催を予定しています。ぜひご参加ください。

木下 恵介
第1回憲法フェスティバルに寄せられたことば

せめて、せめて、せめてです。平和憲法を守りぬかなければ、愚かな戦争で死んだ人たちの魂は安らかに眠りません。それが、誓いであり、手向けです。

広島G7サミットに思う

深井 剛志

私が初めて広島に行ったのは、中学3年生の8月6日、市の平和事業の一環として、選考の上、派遣されることとなった。その年は、インドとパキスタンが核実験を実行した年で、平和記念式典でも多くの非難が飛び交っていた。



それから25年が経過した今年、広島においてG7サミットが開催された。発表された「広島ビジョン」にも、核兵器の廃絶を目指すという言葉は存在していない。

平和を未来につなげるため、核兵器のない世界は一刻も早く実現されなければならない。

映画「インビクタス」を見ました

蟹江 鬼太郎

アパートメントによる投獄の後、黒人初の南アフリカ共和国大統領となったネルソン・マンデラが、ラグビーを通じて黒人と白人を団結させていく話です。

27年間に投獄されたマンデラが、差別や経済格差や鋭い対立も

残るなか、白人に対する復讐や攻撃を諫めて、融和や団結を図っていく姿に感動しました。

多数派となったり勝者となっても他者への配慮を怠らない、融和や平和の一つのヒントになるかと思いました。



平和の大切さ

小野山 静

第二次世界大戦中、ナチスによって虐殺されたのはユダヤ人だけではなく、障がい者も「生きる価値なし」と判断され、大人だけでなく、障がいのある子どもたちも薬物注射か飢餓によって殺害されました。1940年から1945年のわずか5年間で、約20万人以上の心身障がい者が殺害されたといわれています。

ホロコースト記念博物館の展示で初めてそうした虐殺の事実を知った時、障がいを持つ子の親として、怒り、悔しさ、悲しみ、そして何より、平和の大切さを改めて考えさせられたのを今でも覚えています。



沖縄の現地調査の記憶と記録

大久保 修一

沖縄の新基地建設反対のたたかいに触れて学ぶべく、現地調査に参加したことがあります。

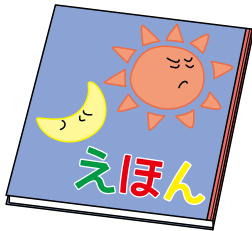
ガイドの案内のもと、高江のヘリパッド建設阻止のたたかいの現場や辺野古テント村等を訪問し、現地の方や弁護士と意見交換もしました。陸軍病院、住民の避難場所ともされた糸数アブチラガマも見学しました。戦火に巻き込まれた人々の記録は、今なお凄惨さを色濃く残されており、二度と繰り返してはいけないという教訓を見る者に刻みます。



せんそうってなあに?

伊藤 安奈

3歳になる娘は、絵本を読んだからじゃないと寝てくれません。小さいながらも絵本の内容を覚えていて、一緒にセリフを言うこと



もあれば、エンドレスの質問でなかなか進まないことも。先日、「おひさまとおつきさまのけんか」を読みました。やっぱり、「けんかってなあに?」「せんそうってなあに?」「なんでねずみさん泣いてるの?」と質問攻め。

戦争について、平易な言葉で説明するのは大変ですが、大好きな「絵本」を通して、娘にはいろんなことを感じ取ってほしいなと思います。

表現の自由の重要性に立ち返る

鈴木 悠太

憲法21条の表現の自由が重要な人権であることは言うまでもありません。表現の自由には、国民が自己実現を図る個人的価値の他、言論活動により国民が政治に参加する社会的価値があります。表現規制は国家による言論統制に繋がる危険があります。

しかし、近年特に漫画・アニメを対象に表

現規制を肯定する意見も目にします。表現には他者を傷つける側面もあり難しい問題ですが、表現の価値の重要性に立ち返った議論を期待します。



憲法9条は「人類」を守る

金 東煥



「憲法9条で国を守れるのか?」そう言われることがあります。

「国を守る」ことを、国境の向こう側を敵だとみなし、戦いに勝つことだと考えると、「あいつらは敵なんだから殺していいんだ」となり、戦争へとエスカレートすることになります。

憲法前文には「全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」とあります。自国民だけではなく全世界の人類の平和を守るため、憲法9条は、国籍を超えて「人類を守る」規定ではないでしょうか。

東京美々卯事件、解決のご報告

佐々木 亮

2021年新年号で、ご支援をお願いしていた東京美々卯事件ですが、2022年12月に無事に解決しました。

東京美々卯事件は、コロナ禍が始まった矢先である2020年5月に会社が突然解散を決め、全従業員を退職させたり、解雇したりした事案です。一部の従業員がこれをよしとせず、労働委員会や裁判所で、雇用を守れ！と争いました。

たたかいの中で、当事者たちは、裁判費用をねん出するため「うどんすき」を販売したり、旧店舗前で宣

伝行動を行いました。その際には、美々卯の「うどんすき」のファンの方たちから暖かい言葉をかけてもらうなど、多くの人にこの争議を支援していただきました。

労働委員会と3つの裁判をたたかう中で、残業代請求裁判が起爆剤となり、昨年末に一気に解決へと進みました。まさに急転直下でした。

会社は既に解散してしまっているため、残念ながら元の職場に戻ると



いうことはできませんでしたが、当事者たちは最後までたたかい抜き、満足できる内容で和解をすることができました。

2年半の間、ご支援をいただき、本当にありがとうございました。

KLMオランダ航空事件勝訴判決 高橋 寛

KLMオランダ航空（以下「KLM」）を雇止めとされた有期雇用客室乗務員29名が無期雇用を求めて東京地裁でたたかっていた裁判で、2023年3月27日、原告全員の無期雇用を認める判決が出ました（当事務所での弁護団員は今村幸次郎と高橋）。

本件の原告のみなさんは、いずれも8年以上KLMで勤務した後、無期転換ルールが適用される目である、2013年4月1日以降の契約の5年目で雇止めとなりました。私たちは、KLMによるこのような雇用は、

明らかに無期転換逃れであるとしてたたかっていました。

この事件では、“労働契約では、その労働契約に最も密接な関係がある地の法の強行規定（当事者の合意



で排除できない性質の規定）の適用を労働者が主張できる”という「法の適用に関する通則法」という法律の12条の定めにより、日本の労働法よりも無期転換の点で有利だったオランダの法律の適用が認められ、原告全員の無期転換が認められました。

既にKLM側は、東京高裁に控訴をしています。弁護団としては、速やかな控訴棄却を求めてたたかっていきます。今後も、原告、労働組合、弁護団で力を合わせて頑張っていきます。

法律相談

名誉毀損で 訴えられたら…

沼田 英久

Q 有名人を批判するコメントをネット上に投稿したところ、その有名人から名誉毀損で損害賠償請求を受けてしまいました。どう対応すべきでしょうか？



●パワハラ事件● 勝訴判決のご報告 早田 由布子

メドエルジャパン株式会社を被告とするパワーハラスメント事件の裁判で、本年4月28日、東京地方裁判所



は、同社に対し220万円の損害賠償等を命じる判決を言い渡しました。

原告の女性従業員は、マーケティング部マネージャーとして入社しましたが、11回にわたる退職勧奨にはじまる数々のパワーハラスメントを長年受けてきました。裁判所は、マーケティングマネージャーから掃除担当とした配転を、

退職に追い込むためのものだったと判断しました。また、給与を従前の半額以下とする減額、何年間も仕事を与えない、会社の事業に関する情報を与えない、社員の連絡先表に載せない等のパワーハラスメントについても違法と判断し、同社に対し慰謝料等の支払いを命じました。

同社は聴覚障がい者が用いる人工内耳の輸入販売を行う会社であることから、聴覚障がいを持つ方が大勢支援していただきました。そのため、法廷に手話通訳を入れたり、尋問期日には傍聴席向けのモニターを用意してもらって要約筆記を行うことが実現しました。

「結婚の自由をすべての人に」訴訟

5地裁の判決が出そろいました

鈴木 創大

私が弁護団に参加している「結婚の自由をすべての人に」訴訟（いわゆる同性婚訴訟）について、今年5月に名古屋地裁、6月に福岡地裁でそれぞれ判決が出されました。

2021年3月の札幌地裁判決、2022年6月の大阪地裁判決、同年11月の東京地裁判決と合わせて、2019年に提訴された5事件のすべてについて地裁判決が出されたことになります。

この訴訟は、国に対し、同性カップルに婚姻を認めていない現行法（民法及び戸籍法）の規定の憲法違反を問う裁判です。

そして、5つの地裁判決のうち、大阪判決を除く4つの判決で違憲の判断が出されています。

こうした一連の流れは、司法が国会に対し立法での対応を強く要請するものです。国会が、現状の放置が



本年5月30日撮影（名古屋地裁判決言渡し後）。
名古屋弁護士団提供。

許されないということを自覚し、法改正に直ちに着手することを望みます。

2021年3月に提訴した東京二次訴訟も本年中に尋問が実施される見込みとなっており、大詰めを迎えます。一つでも多く良い判決を積み重ね、結婚の自由と平等が真に実現する日まで、力を尽くしていきたいと思えます。

A まず、投稿した具体的なコメントが対象者の名誉を毀損するか（＝社会的評価を低下させるものか）を検討します。対象者の名誉を毀損するものでなければ、名誉毀損にはあたらないでしょう。

仮に、名誉毀損にあたるとしても、そのコメントが「公共の利害」に関するもので、その投稿の目的が専ら「公益を図

る目的」である場合には、その内容が真実であることを証明できれば、もしくはその内容が真実であると信じてしまったことに相当の理由があれば、不法行為は成立せず、損害賠償をする必要はないでしょう。

したがって、「名誉毀損にあたるとしても、不法行為は成立しない」と主張することになります。

不法行為が成立する場合、対象者に生じた損害を賠償する必要がありますが、名誉毀損の損害賠償請求では不当に高額な金額を請求されていることもあるので注意が必要です。

名誉毀損は日常生活でも耳にするものではありませんが、その対応は決して簡単ではありません。対応に苦慮する場合は速やかに弁護士に相談すべきでしょう。

「JUNPO法律セミナー」を開催しました 市橋 耕太

2023年3月11日、「JUNPO法律セミナー」を開催しました。今年は弊所の佐々木亮弁護士と鈴木悠太弁護士を講師に、インターネット上での名誉毀損の問題を取り上げました。

近年、特にSNSでの発信において、一般の方も名誉毀損の加害者や被害者になるということが増えてきました。今回のセミナーでは、どのような場合に名誉毀損となるのか、加害者にならないためにはどうすればよいか、被害を受けたときにはどのようなことができるのか、ということを解説し、ご好評いただきました。



昨年、発信者情報開示制度が改正され、より円滑に開示を求めることができるようになりました。SNSでの誹謗中傷などの問題にお困りの方はぜひご相談ください。

第二東京弁護士会副会長を終えて 雪竹 奈緒

2023年3月末、所属する第二東京弁護士会の副会長としての任期を終えました。弁護士会が何をしているのか、市民の皆様にはなじみが薄いかもしれませんが、所属会員の管理・研修、市民向けの法律相談やイベント開催、そして日弁連と連携し法制度等への意見表明・政策提言、会長声明の発表等、様々な活動をしています。1年間、副会長として新しい法改正の情報を得て検討したり、これまであまり関わってこなかった分野の最先端の方のお話を伺う機会があり、とても勉強になりました。任期中は事件活動から少し離れていて皆様にはご迷惑をおかけしましたが、経験を糧に弁護士としてステップアップし、さらに困っている人たちのために役に立てるようになりたいと思いますので、これからもよろしくお願ひします。



編集後記

多くの反対の声を無視して、防衛財源確保法が成立した。財源の確保も歳出削減をどう進めるかも示せないまま、今後5年間で防衛費をGDP比2%に増額するという。今は口に出さないう増税や社会保障の削減は、解散・総選挙で多数をとれば、後出しで言い出すのだろう。

国民の声に耳を澄ますと、「聞く力」をアピールしていたが、批判や反対意見は聞いていないし、自慢げに見せたあのノートには書かれていないようだ。
(三浦)

新 人 紹 介

弁護士
杉尾 綾
(すぎおあや)



●プロフィール

今年の1月に入所しました杉尾綾です。早稲田大学法学部、早稲田大学法科大学院を修了しました。父の転勤で静岡、千葉、神奈川と転々とし、今は神奈川に住んでいます。

●事務所に入った動機

大学時代に単発派遣のアルバイトをしており、そこで疲弊した労働現場を見たことがきっかけです。働く人の助けになれたらと考えて、労働者側の労働事件に力を入れている旬報法律事務所に入所しました。

●今ハマっているもの

ぶらっと出かけて、出かけた先で美味しいもの(食事からスイーツまでなんでも)を食べるのが好きです。体力勝負の仕事と思うので、おすすめのスポーツなどありましたら、教えていただけると嬉しいです。



事務局
青島 里菜
(あおしまりな)

●プロフィール

山梨県育ちです。山と川と田畑に囲まれて育ち、田植えやお茶摘みなどの農業に小さいころから触れていました。

●なぜ旬報を選んだの？(動機とか)

前の事務所は労働事件をほとんど扱っていなかったので、違う世界も見てみたいと思いました。

●事務所の印象は？

分担や役割が明確に決まっていてわかりやすい、みなさんいろんな知識の引き出しを持っており、何を聞いても教えてくれます。

●好きなこと・もの

クラシックピアノです。大学卒業後も伴奏や室内楽等の演奏活動を続けています。ドヴォルザークのピアノ五重奏イ長調作品81がオススメです。

●苦手なこと・もの

腹八分目。お代わり自由・大盛り無料という文言に釣られがちです。

業務告知板

- 受付時間／午前9時～午後7時、第3火曜日午後3～5時は事務所会議のため受付を一時休止しております。(土・日・祝日休み)
- 取扱業務／不動産・借地・借家・金銭貸借・交通事故・医療過誤・破産・公害・離婚・相続・行政・労働・労災・少年・刑事等
- 取扱業務／30分5,500円(税込)、以降30分毎に同額加算。法律相談については、予約制になっております。電話またはホームページでお申込みください。<http://www.junpo.org/>